

受講の優先順位

■当機構が行う職場適応援助者養成研修は、「職場適応援助者助成金」(注1)を活用した職場適応の援助を行う必然性がある方から、下表の優先順位に基づいて順に受理します。受理にあたっては、援助予定の具体性、既に養成研修を修了している方の人数、職場適応援助者助成金の受給実績等の受講申請内容を総合的に勘案して優先順位を決定します。

■研修には少人数の実習等を中心としたカリキュラムも含まれるため、各期の受講希望者数が研修を適切に実施できる人数の範囲を超える場合は、優先順位1であってもやむをえずお断りすることがあります。また、複数名の申請をされた事業所に対して人数の調整を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。

受講申請の受理の優先順位	受講要件	
	訪問型職場適応援助者養成研修	企業在籍型職場適応援助者養成研修
1	次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人 ^(注2) に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助対象の障害者及び事業主が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務 ^(注3) の経験が1年以上ある方(通算で可)	次のいずれにも該当する方 ・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方 ・職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助対象の障害者及び配属部署が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方
2	次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助対象の障害者が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務の経験が1年以上ある方(通算で可)	次のいずれにも該当する方 ・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方 ・職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助対象の障害者が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方
3		障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、又は同事業主(法人の場合その代表者・役員)で次のいずれかに該当する方 ・援助対象の障害者は決まっていないが、職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助を予定しており、そのために研修受講が必要な方 ・職場適応援助者助成金を活用する予定はないが、援助対象の障害者又は配属部署が具体的に決まっており、そのために研修受講が必要な方
4	次のイ、ロのいずれかに該当する方 イ 次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・援助対象の障害者は決まっていないが、職場適応援助者助成金を活用した職場適応の援助を予定しており、そのために研修が必要なる方 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務の経験が1年以上ある方(通算で可) ロ 次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・職場適応援助者助成金を活用する予定はないが、援助対象の障害者又は事業主のいずれかが決まっており、そのために研修受講が必要な方	優先順位1～3には当てはまらないが、次のいずれにも該当する方 ・障害者を雇用している又は雇用しようとしている事業主に雇用されている方、又は同事業主(法人の場合その代表者・役員) ・障害者の雇用管理等 ^(注5) に関する業務を担当している又は担当する予定の方 ・障害者の雇用管理等をより効果的に行うために研修受講が必要な方
5	優先順位1～4には当てはまらないが、次のいずれにも該当する方 ・医療機関に所属している方、又は医療機関の代表者・役員 ・受講申請の時点で、精神障害者等の就労支援 ^(注4) に係る業務を担当している方 ・精神障害者等の就労支援をより効果的に行うために、研修受講が必要な方	
6	優先順位1～4には当てはまらないが、次のいずれにも該当する方 ・障害者の就労支援を行う法人に雇用されている方、又は同法人の代表者・役員 ・受講申請の時点で、障害者の就労支援に係る業務を担当している方 ・障害者の就労支援をより効果的に行うために、研修受講が必要と職業リハビリテーション部長が認める方	

(注1)「職場適応援助者助成金」については、最寄りの当機構都道府県支部高齢・障害者業務課(東京・大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課)にお問い合わせください。

(注2)「障害者の就労支援を行う法人等」とは、障害者の就労支援を行うことが定款やパンフレットに明記されており、受講申請の時点で就労支援を実施している法人です。

(注3)「障害者の就労支援に係る業務」とは、障害者の就職や雇用継続のために行う、①職業指導や作業指導、②職場復帰の支援、③雇用管理等です。

(注4)「精神障害者等の就労支援」には、精神障害者保健福祉手帳所持者、統合失調症や気分障害及びびてんかんの患者との職業相談を含みます。

(注5)「障害者の雇用管理等」には、就労継続支援A型事業所の利用者に対する支援は含まれません。